

兵庫県公報

平成29年3月14日 火曜日 第2882号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|--|-----|
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課） | 2 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同） | 3 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同） | 4 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同） | 4 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同） | 5 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の辞退の届出（同） | 5 |
| ○土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課） | 6 |
| ○国土調査の成果の認証（同） | 6 |
| ○家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課） | 7 |
| ○家畜の検査の実施（同） | 7 |
| ○同 上（同） | 7 |
| ○同 上（同） | 11 |
| ○家畜の予防注射の実施（同） | 12 |
| ○漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課） | 12 |
| ○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同） | 13 |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課） | 14 |
| ○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同） | 15 |
| ○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課） | 15 |
| ○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 15 |
| ○篠山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課） | 15 |
| ○昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾課） | 16 |
| ○昭和42年7月11日兵庫県告示第720号（赤穂港港湾隣接区域の指定とその関係図面の縦覧）の一部改正（同） | 17 |
| 公 告 | |
| ○軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課） | 18 |
| ○県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課） | 18 |
| ○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課） | 20 |
| ○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同） | 21 |
| 企業庁公告 | |
| ○落札者等の公示（猪名川広域水道事務所） | 22 |
| ○同 上（北摂広域水道事務所） | 22 |
| ○同 上（東播磨利水事務所） | 23 |
| ○同 上（同） | 23 |
| ○同 上（姫路利水事務所） | 24 |
| ○同 上（同） | 24 |
| 人事委員会告示 | |
| ○職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程 | 24 |
| 教育委員会規則 | |

| | |
|--|----|
| ○ 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則 | 25 |
| ○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 | 31 |
| 教育委員会告示 | |
| ○ 昭和49年兵庫県教育委員会告示第3号（兵庫県教科用図書採択地区）の一部改正 | 35 |
| ○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定 | 35 |
| ○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定 | 37 |
| 公安委員会規則 | |
| ○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則 | 37 |

公布された法令のあらまし

- ・ **教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）**
 教育職員免許法施行規則の一部改正により、教育職員免許法に基づく免許を有する者が隣接校種の免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数について、授与を受ける免許状に関する教職経験に応じ、単位を修得したものとみなすこととされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- ・ **兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）**
 県立学校の学科等の新設及び廃止等に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。
- ・ **交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）**
 - 1 町名の変更に伴い、兵庫県明石警察署大久保交番の所管区域について、所要の整備を行うこととした。
 - 2 兵庫県神戸北警察署東下駐在所及び兵庫県南あわじ警察署高屋駐在所の名称及び位置の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。
 - 3 兵庫県南あわじ警察署福良警部派出所の廃止に伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

| 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------|------------------------------------|-------------|
| 久保整形外科クリニック | 明石市大明石町1-6-1 パピオスあかし3階 | 平成29年 1月 1日 |
| たいこう薬局西芦屋店 | 芦屋市西芦屋町8-20 | 同 月 6日 |
| ラヴィータホームクリニック | 伊丹市昆陽東1-7-23 | 同 月 1日 |
| すみれ薬局伊丹店 | 同 市池尻4-9-14-101 | 同 |
| 訪問看護ステーションスイートピー | 同 市荒牧5-14-15 ルシェール荒牧105号室 | 同 |
| おざわファミリー歯科 | 同 市宮ノ前1-4-24 伊丹みやのまち3号館1F (102) | 平成29年 2月 1日 |
| 親愛レディースクリニック | 加古川市加古川町篠原町50 | 平成28年 1月 1日 |
| なつめ薬局 | たつの市龍野町富永770-2 | 平成29年 2月 1日 |
| やまて薬局 | 宝塚市中筋山手1-1-7 | 同 年 1月 1日 |

| | | |
|------------------|---------------------------|-------------|
| 中山ちどり訪問看護ステーション | 同 市中山桜台 1—7—1 | 同 |
| 調剤薬局ツルハドラッグ宝塚末成店 | 同 市末成町39—5 | 平成29年 2月 1日 |
| 栗田医院 | 三木市志染町広野 1—89—1 | 平成28年 2月 1日 |
| 新生薬局 | 同 市志染町東自由が丘 1—820—3 | 平成29年 1月 1日 |
| Kこころのケアクリニック | 川西市小花 1—6—18 N&Hビル 3 F | 同 |
| 田場小児科医院 | 三田市すずかけ台 2—3—1 えるむプラザ212番 | 同 |
| スギ薬局三田富士が丘店 | 同 市富士が丘 2—7—1 モールラフィーネ内 | 同 |
| ウエルシア薬局加東上中店 | 加東市上中 3—13 | 平成29年 2月 1日 |



兵庫県告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名 称 | 所在地 | 変更内容 |
|-----------------|----------------------------|------|
| 井筒歯科クリニック | 明石市大明石町 1—1—23 ピオレ明石南館 2 F | 住所表示 |
| 南あわじ市訪問看護ステーション | 南あわじ市市善光寺22—1 | 所在地 |

2 廃止の届出があった指定医療機関

| 名 称 | 所在地 |
|---------------|--------------------------|
| 水野整形外科クリニック | 明石市大明石町 1—2—1 明石商工会議所 1階 |
| あかし薬局 | 同 上 |
| 井上歯科医院 | 明石市貴崎 1—5—11 貴崎会館 2 F |
| たいこう薬局西芦屋店 | 芦屋市西芦屋町 8—20 |
| ・瀬医院 | 伊丹市御願塚 2—4—31 |
| ラヴィータホームクリニック | 同 市昆陽東 1—7—23 |
| すみれ薬局伊丹店 | 同 市池尻 4—9—14 |
| 親愛レディースクリニック | 加古川市加古川町篠原町50 |
| やまて薬局 | 宝塚市中筋山手 1—1—7 |
| 栗田医院 | 三木市志染町広野 1—89—1 |
| フィットクロス新生薬局 | 同 市志染町東自由が丘 1—820—3 |
| Kこころのケアクリニック | 川西市小花 1—6—18 N&Hビル 3 F |
| 田場小児科医院 | 三田市すずかけ台 1—12 |

徳岡内科

加西市北条町北条864-1

兵庫県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|-----------------|------------------|-------------------|------------|
| リフレデイサービス | 芦屋市松ノ内町8-11 | 有限会社芦屋酵母の家 | 芦屋市松ノ内町8-11 | 平成28年11月1日 |
| フロンティア薬局伊丹中央店 | 伊丹市中央4-1-6 | 株式会社フロンティア | 大阪市淀川区宮原3-5-36 | 平成29年3月1日 |
| 篠原医院 | 小野市粟生町1778-2 | 医療法人社団兵庫青山会 | 小野市粟生町1778-2 | 平成28年9月1日 |
| まんてん堂小規模多機能型ホームおの南 | 同 市市場町1080-3 | 株式会社ファイブシーズヘルスケア | 神戸市中央区東川崎町1-7-4 | 同 年11月1日 |
| 第2やすらぎ事業所 | 南あわじ市神代地頭方943-4 | 社会福祉法人淡路島福祉会 | 南あわじ市八木寺内字池尻373-1 | 同 年9月1日 |
| 医療法人社団豊寿会介護老人保健施設高嶺の郷 | 赤穂郡上郡町山野里2305-1 | 医療法人社団豊寿会 | 赤穂郡上郡町大持202-2 | 平成29年1月1日 |

兵庫県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 変更内容 |
|--------------------------|---------------|----------|---------------|------|
| いちよしデイサービス | 芦屋市茶屋之町5-20-2 | 有限会社一慶 | 芦屋市浜町11-4 | 所在地 |
| ARC. あらたかりハビリテーションセンター伊丹 | 伊丹市船原2-4-29 | 株式会社あらたか | 西宮市甲子園春風町3-27 | 同 上 |

| | | | | |
|------------------------------|----------------------------------|-----------------|---------------------|-----|
| ダスキンヘルスレ ント東加古川ステー ション | 加古川市野口町野口68 —1 | 株式会社ダスキユニ オン | 加古川市野口町坂元329 —60 | 同 上 |
| 順心会訪問看護ステ ーション淡路 | 淡路市大町下65—1ケ アハウス津名やすらぎ の里内 | 医療法人社団順心会 | 加古川市別府町別府865 —1 | 同 上 |
| 順心会居宅介護支援 センター淡路 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |

2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 |
|-------------------|----------------------|-------------|----------------|
| アットサービス宝塚オフィ ス | 宝塚市武庫川町6—26— 1503 | 有限会社アットサービス | 伊丹市行基町2—10—102 |
| 有限会社アットサービス | 同 上 | 同 上 | 同 上 |



兵庫県告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

| 施術所名称 | 所在地 | 施術者 | 住 所 | 指定年月日 |
|---|--------------------------------|---------|----------------------------------|-------------|
| しんか整骨院 | 伊丹市野間8—2—60 マン ションビレ101 | 佐 藤 正 典 | 伊丹市昆陽7—35—2 | 平成29年 1月13日 |
| 訪問医療マッサー ジ K E i R O W 加西ステーシ ョン | 加西市北条町北条128—1 ウ エスト・コースト105 | 井 上 博 道 | 姫路市網干区新在家1320—1 市営網干新在家住宅223号 | 同 月30日 |



兵庫県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から辞退の届出があった。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定施術者

| 施術所名称 | 所在地 | 施術者 | 住 所 |
|-------|-----|-----|-----|
| | | | |

| | | | |
|-----------|----------------------|---------|------------------------------|
| 太陽指圧マッサージ | 美方郡香美町香住区上計245 —8 | 小 嶋 記 誉 | 豊岡市高屋1083—6 エク セレントハイツ102 |
|-----------|----------------------|---------|------------------------------|



兵庫県告示第259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| | |
|------|-------|
| 市の名称 | 地 区 名 |
| たつの市 | 二柏野地区 |



兵庫県告示第260号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
姫路市
- (2) 調査を行った期間
平成25年7月から平成28年2月まで
- (3) 成果の名称
姫路市大字安富町朽原の一部（第3地区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
姫路市安富町朽原の一部
- (5) 認証年月日
平成29年3月1日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市福良甲の一部（福良甲5）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良甲の一部
- (5) 認証年月日
平成29年3月1日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市福良甲の一部（福良甲6）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良甲の一部
- (5) 認証年月日

平成29年 3月 1日

4 (1) 調査を行った者の名称

南あわじ市

(2) 調査を行った期間

平成26年10月から平成28年 3月まで

(3) 成果の名称

南あわじ市湊里の一部（湊里2）の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

南あわじ市湊里の一部

(5) 認証年月日

平成29年 3月 1日



兵庫県告示第261号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。
平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 飼養者の住所及び氏名又は名称 | 種類 | 品 種 | 名 前 |
|--|----|------|-------------------------------------|
| 朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター | 牛 | 黒毛和種 | 山伸土井、忠義土井、喜治、富武土井、茂錦波、 富智土井、忠岸土井 |



兵庫県告示第262号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48箇月以上で死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書きに該当する場合及び家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

4 実施の期日

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

5 検査の方法

(1) エライザ法

(2) ウエスタンブロット法

(3) 疫学的検査

(4) 臨床検査



兵庫県告示第263号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 搾乳の用に供する牛の結核病検査

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

神戸市西区、姫路市、洲本市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域を除く。）、西脇市、宝塚市、小野市、三田市、篠山市、養父市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域）、朝来市、淡路市、加東市、多可郡多可町、神崎郡市川町及び同郡福崎町。ただし、共進会の出品候補牛及び家畜防疫員が必要と認めた牛は県内全域。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

(4) 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

2 搾乳の用以外の用に供する牛の結核病検査

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

3 搾乳の用に供する牛のブルセラ病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

神戸市灘区、同市北区、明石市、相生市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域）、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、加西市、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く。）、宍粟市、加古郡稲美町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町。ただし、共進会の出品候補牛及び家畜防疫員が必要と認めた牛は県内全域。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛の4割以上の牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

- (5) 検査の方法
 - ア 急速凝集反応法
 - イ 酵素免疫測定法
 - ウ 補体結合反応検査
 - エ 疫学的検査
 - オ 臨床検査
 - カ 細菌検査
- 4 搾乳の用以外の用に供する牛のブルセラ病検査
 - (1) 実施の目的
牛のブルセラ病の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
 - イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
 - ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
 - (4) 実施の期日
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア 急速凝集反応法
 - イ 酵素免疫測定法
 - ウ 補体結合反応検査
 - エ 疫学的検査
 - オ 臨床検査
 - カ 細菌検査
- 5 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査
 - (1) 実施の目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
神戸市灘区、同市北区、明石市、相生市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域）、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、加西市、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く。）、宍粟市、加古郡稲美町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町。ただし、共進会の出品候補牛及び家畜防疫員が必要と認めた牛は県内全域。
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの
 - イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの
 - (4) 実施の期日
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア 予備的抗体検出法
 - イ リアルタイムPCR法
 - ウ ヨーニン検査
 - エ エライザ法
 - オ 疫学的検査
 - カ 臨床検査
 - キ 細菌検査
- 6 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査
 - (1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ エライザ法

オ 疫学的検査

カ 臨床検査

キ 細菌検査

7 競走の用に供する馬の馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 平成29年1月1日時点での年齢が3歳、8歳及び13歳の馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

イ その他家畜防疫員が必要と認めた馬

(4) 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 寒天ゲル内沈降反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

エ エライザ法

8 競走の用以外の用に供する馬の馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(2) 実施する区域

姫路市、尼崎市、明石市、篠山市、丹波市、南あわじ市、猪名川町、市川町、福崎町。ただし、家畜防疫員が必要と認めた馬については県内全域。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

(4) 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 寒天ゲル内沈降反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

エ エライザ法

9 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた鶏

(4) 実施の期日

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 急速凝集反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

エ 細菌検査

10 県外に移動する蜜蜂の腐そ病検査

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐そ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県域を越えて移動する蜜蜂

(4) 実施の期日

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 肉眼的検査

イ 脱脂乳による検査

ウ 細菌検査



兵庫県告示第264号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養する家きん農場で飼育している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

(4) 実施の期日

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応検査）

イ ウイルス分離検査

ウ エライザ法

エ その他必要な検査

2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱検査

(1) 実施の目的

次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため

ア アカバネ病

イ チュウザン病

ウ アイノウイルス感染症

エ イバラキ病

オ 牛流行熱

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛（おおむね60頭）

(4) 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 検査の方法

マイクロプレート法による中和試験



兵庫県告示第265号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の予防注射を受けることを命ずる。

平成29年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施の目的

牛の炭その発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの

(2) その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

5 注射の方法

炭そ予防液の皮下注射



兵庫県告示第266号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

平成29年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

| | | |
|------------|-----|-------------------------------------|
| 発起人の住所及び氏名 | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項に規定する届出をする漁業協同組合の名称 |
|------------|-----|-------------------------------------|

| | | |
|--|------|------------|
| 兵庫県神戸市兵庫区金平町2丁目1番36号 糸谷 兵雄 同 県同 市同 区同 町1丁目3番7号 糸谷 末二郎 | 兵庫 | 兵庫漁業協同組合 |
| 兵庫県明石市港町21番12号 魚谷 忠弘 同 県同 市同 町5番4号 井上 英之 | 明石浦 | 明石浦漁業協同組合 |
| 兵庫県明石市硯町3丁目5番2号—113 隅谷 肇 同 県同 市林2丁目6番3号 増本 良生 | 林崎 | 林崎漁業協同組合 |
| 兵庫県明石市大久保町江井島814—7 橋本 幹也 同 県同 市魚住町中尾11—1 竹本 義美 | 江井ヶ島 | 江井ヶ島漁業協同組合 |
| 兵庫県たつの市御津町岩見1220 神頭 正志 同 県同 市同 町岩見1410 植田 敬行 | 岩見 | 岩見漁業協同組合 |
| 兵庫県淡路市育波50—2 桑名 幸充 同 県同 市育波250 山本 浩 | 育波浦 | 育波浦漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成29年3月14日から同月28日まで
- (2) 縦覧場所

| | | |
|---------|---------------------|------------|
| 兵庫加入区 | 兵庫県神戸市兵庫区吉田町3—7—29 | 兵庫漁業協同組合 |
| 明石浦加入区 | 同 県明石市岬町33—1 | 明石浦漁業協同組合 |
| 林崎加入区 | 同 県同 市林3—19—27 | 林崎漁業協同組合 |
| 江井ヶ島加入区 | 同 県同 市大久保町江井島418—6 | 江井ヶ島漁業協同組合 |
| 岩見加入区 | 同 県たつの市御津町岩見1308番地5 | 岩見漁業協同組合 |
| 育波浦加入区 | 同 県淡路市育波148—3 | 育波浦漁業協同組合 |



兵庫県告示第267号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成29年3月14日

兵庫県知事 井戸 敏 三

| 加 入 区 | | 同意成立年月日 |
|-------|----------|------------|
| 区 域 名 | 区 分 | |
| 沼島区域 | 機船船びき網漁業 | 平成29年2月22日 |



兵庫県告示第268号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友金属鉱山株式会社播磨事業所
加古郡播磨町宮西346番地の4
所長 竹 林 優
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社播磨事業所
加古郡播磨町宮西346番地の4
- (3) 特定施設に関する事項

| | | | |
|--|------------------------|----------------------|----|
| 種 | 類 | 27号口 遠心分離機 | |
| 能 | 力 | 164m ³ /日 | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 許可後 | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | | 着手後1箇月 | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | | 完成後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 24時間連続 | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区 分 | 通常 | 最大 |
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 7~10 | 同左 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 0.1未満 | 同左 |
| | 浮遊物質 量 (単位 mg/L) | 1未満 | 同左 |
| | 窒素含有量 (単位 mg/L) | 0.1未満 | 同左 |
| | 燐含有量 (単位 mg/L) | 0.1未満 | 同左 |
| | 溶解性鉄含有量 (単位 mg/L) | 0.1未満 | 同左 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日) | | 118 | 同左 |

備考 既存特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 3月14日から同年 4月 4日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ

~~~~~

**兵庫県告示第269号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
淡路市志筑字船橋1488番2の一部
  - 2 特定有害物質の名称  
シアン化合物
- ~~~~~

**兵庫県告示第270号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（1級基準点測量（移転））
  - 2 作業期間  
平成29年 1月10日から同年 2月28日まで
  - 3 作業地域  
西宮市石在町190番5
- ~~~~~

**兵庫県告示第271号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 3月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 3月14日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名  | 道路の区域                                     |    |                  |               |    |
|---------------|-------------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|               | 区 間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>2 5 0 号 | 姫路市の形町的形字赤坂1421番から<br>同 市の形町的形字下坂1227番1まで | 旧  | 10.0から<br>13.0まで | 84.0          |    |
|               |                                           | 新  | 14.0から<br>29.0まで | 83.0          |    |

~~~~~

兵庫県告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
篠山市

2 都市計画事業の種類及び名称

篠山都市計画下水道事業 篠山市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和51年 3月16日から平成32年 3月31日まで

変更後 昭和51年 3月16日から平成35年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成28年兵庫県告示第291号の事業地のうち、篠山市西吹字片山ノ下坪、字蔵ノ欠坪、字柳ノ坪、字堂ノ下ノ坪、字オノ坪及び字七ノ坪、網掛字市ノ坪、字下張ノ坪及び字十ノ坪、杉字三反町、字五反町及び字美輪町並びに大沢字大田ノ坪の一部地内を削り、篠山市東岡屋字瓦屋敷、風深字西芝ノ坪、字西ノ坪、字土井ノ坪、字神田ノ坪及び字東河ノ坪、西新町字セト田ノ坪、西新町、南新町、大山下字山代坪及び字出谷坪、北野字城坪、字下大通坪、字上大通坪、字石橋坪及び字池ノ下坪、北野新田字新田浦坪、町ノ田字塚ノ本坪、藤之木字的堂、二ノ坪字片田、八上上字野中井根、字杉ノ本、字岸ケ下、字堂本、字山根及び字山鼻、西荘字畑道、日置字入組、字谷田、字大水口及び字七反田、黒田字ヲノ坪、字ルノ坪、字ヨノ坪、字ヌノ坪、字タノ坪、字レノ坪及び字井根ノ百合、高屋字湫ノ坪及び字前ケ市ノ坪、今田町休場字東山、字岩ヶ淵ノ坪、字滝ノ下ノ坪、字森ノ坪及び字井場ノ坪、今田町下小野原字寺ノ坪及び字井場ノ坪、今田町釜屋字クツハコ、今田町東庄字矢ノ丸ノ坪及び字澤谷、今田町下立杭字クツワゴノ坪、字森ノ坪及び字中野ノ坪、今田町上立杭字中野ノ坪並びに今田町市原字向山坪、字ヘノ坪、字ホノ坪、字ニノ坪及び字リノ坪の一部地内を追加する。



兵庫県告示第273号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

播磨沿岸の部赤穂港の款御崎の項を次のように改める。

| | | |
|-----|-----|---|
| 御 崎 | 御 崎 | <p>イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線、ト線、チ線、リ線、ヌ線、ル線、ヲ線、ワ線、カ線、ヨ線、タ線、レ線、ソ線、ツ線及びネ線より囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 基準点（北緯34度43分40秒 東経134度24分24秒）から354度271メートルに引いた線</p> <p>ロ線 イ線の終点から32度303メートルに引いた線</p> <p>ハ線 ロ線の終点から18度179メートルに引いた線</p> <p>ニ線 ハ線の終点から320度74メートルに引いた線</p> <p>ホ線 ニ線の終点から303度44メートルに引いた線</p> <p>ヘ線 ホ線の終点から359度117メートルに引いた線</p> <p>ト線 ヘ線の終点から298度94メートルに引いた線</p> <p>チ線 ト線の終点から181度210メートルに引いた線</p> <p>リ線 チ線の終点から123度115メートルに引いた線</p> <p>ヌ線 リ線の終点から200度89メートルに引いた線</p> <p>ル線 ヌ線の終点から212度49メートルに引いた線</p> <p>ヲ線 ル線の終点から309度89メートルに引いた線</p> <p>ワ線 ヲ線の終点から266度206メートルに引いた線</p> <p>カ線 ワ線の終点から176度218メートルに引いた線</p> <p>ヨ線 カ線の終点から95度52メートルに引いた線</p> <p>タ線 ヨ線の終点から189度65メートルに引いた線</p> |
|-----|-----|---|

| | |
|-----|--|
| | レ線 タ線の終点から119度40メートルに引いた線 ソ線 レ線の終点から142度77メートルに引いた線 ツ線 ソ線の終点から173度224メートルに引いた線 ネ線 ツ線の終点とイ線の起点を結んだ線 (御崎地区東浜地先海岸との重複区域を除く。) |
| 東 浜 | イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線、ト線、チ線、リ線、ヌ線、 ル線、ヲ線及びワ線より囲まれた区域 注 イ線 基準点(北緯34度43分40秒 東経134度24分24秒)から337 度322メートルの点を起点とし、201度80メートルに引いた線 ロ線 イ線の終点から267度293メートルに引いた線 ハ線 ロ線の終点から270度305メートルに引いた線 ニ線 ハ線の終点から273度125メートルに引いた線 ホ線 ニ線の終点から270度178メートルに引いた線 ヘ線 ホ線の終点から258度32メートルに引いた線 ト線 ヘ線の終点から165度60メートルに引いた線 チ線 ト線の終点から180度126メートルに引いた線 リ線 チ線の終点から90度724メートルに引いた線 ヌ線 リ線の終点から355度120メートルに引いた線 ル線 ヌ線の終点から87度339メートルに引いた線 ヲ線 ル線の終点から19度116メートルに引いた線 ワ線 ヲ線の終点とイ線の起点を結んだ線 |



兵庫県告示第274号

昭和42年7月11日兵庫県告示第720号(赤穂港港湾隣接区域の指定とその関係図面の縦覧)の一部を次のように改正する。

その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月14日

赤穂港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 御崎、東浜塩田地域の部を次のように改める。
- 1 御崎、東浜塩田地域

赤穂市御崎東浜塩田地域内の(1)から(8)までの諸点を順次結んだ線と(1)と(9)を結んだ線で水際線により囲まれた地域及び(10)から(29)までの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域

 - (1) 北緯34度43分40秒、東経134度24分24秒の地点
 - (2) (1) から354度271メートルの地点
 - (3) (2) から32度303メートルの地点
 - (4) (3) から18度179メートルの地点
 - (5) (4) から320度74メートルの地点
 - (6) (5) から303度44メートルの地点
 - (7) (6) から359度117メートルの地点
 - (8) (7) から298度に引いた線と水際線との交点
 - (9) (1) から271度に引いた線と水際線との交点
 - (10) (1) から2度930メートルの地点
 - (11) (10) から298度22メートルの地点
 - (12) (11) から181度210メートルの地点

- (13) (12) から123度115メートルの地点
- (14) (13) から200度89メートルの地点
- (15) (14) から212度49メートルの地点
- (16) (15) から309度89メートルの地点
- (17) (16) から266度206メートルの地点
- (18) (17) から176度218メートルの地点
- (19) (18) から95度52メートルの地点
- (20) (19) から189度65メートルの地点
- (21) (20) から119度38メートルの地点
- (22) (21) から201度60メートルの地点
- (23) (22) から267度293メートルの地点
- (24) (23) から270度305メートルの地点
- (25) (24) から273度125メートルの地点
- (26) (25) から270度178メートルの地点
- (27) (26) から258度32メートルの地点
- (28) (27) から165度60メートルの地点
- (29) (28) から180度に引いた線と水際線との交点

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号 | 有効期限 | 使用者の住所 | 交付県民局 | 紛失年月 |
|----|---------|-------------|--------|--------|----------|
| 船舶 | A290480 | 平成29年 4月30日 | 加古川市 | 東播磨県民局 | 平成27年11月 |



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

| 物件番号 | 所在地 | 面積 (㎡) | 地目 | 最低売却価格(円) |
|------|-----------------|----------|----|------------|
| 2 | 豊岡市出石町寺町字桑垣530番 | 1,900.21 | 宅地 | 12,000,000 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
 - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当
 - 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
 - (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ
 - (2) 配布期間及び申込期間
平成29年3月14日（火）から同月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
 - 5 入札の場所及び日時
 - (1) 場所
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県公社館総務第2会議室（2階）
 - (2) 日時
物件1 平成29年3月23日（木）午後1時30分
 - 6 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
 - 7 入札に関する条件
 - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
 - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった

者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

電話 (078) 341-7711 内線4875



二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)に行わせる。

平成29年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験実施の期日及び日時

(1) 二級建築士

学科の試験 平成29年7月2日(日)

10:00~13:00(3時間) 学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)

14:10~17:10(3時間) 学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)

設計製図の試験 平成29年9月10日(日)

11:00~16:00(5時間)

(2) 木造建築士

学科の試験 平成29年7月23日(日)

10:00~13:00(3時間) 学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)

14:10~17:10(3時間) 学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)

設計製図の試験 平成29年10月8日(日)

11:00~16:00(5時間)

2 試験実施の場所

(1) 二級建築士

学科の試験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学

設計製図の試験 同上

(2) 木造建築士

学科の試験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学

設計製図の試験 同上

3 受験申込手続

(1) 受付場所における受験申込

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者(過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込を行うこと。また、受付場所における受験申込については、(2)又は(3)による受験申込ができなかった者も行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

平成29年4月20日(木)から同月24日(月)まで(土曜日及び日曜日を含む。)

午前10時から午後5時まで

イ 受験申込受付場所

兵庫県民会館 7階亀の間 神戸市中央区下山手通4-16-3

ウ 受験申込方法

受験申込書を上記イの受付場所に申込者本人が直接提出すること(実務経歴及び証明書等の確認を行うため)。

(2) 郵送による受験申込

次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。

了した。

平成29年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市岡崎町字カヤノ内523番、523番2の一部、523番3の一部、524番1、524番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市落方町字ハノキ8番地3
社会福祉法人ほうた 理事 長 尾 芳 明
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年 2月21日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－5－2号（28西脇）

企 業 庁 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 3月14日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 橋 丘 真

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 多田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 14,578,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 川西市多田院字巖険6－3
- 3 落札者を決定した日
平成29年 2月 1日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社F－P o w e r 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
142,943,304円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年12月13日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 3月14日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 武 市 久仁彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 8,261,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田市西野上字上通り152番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年 2月 1日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社F－P o w e r 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額

91,205,582円（税抜）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年12月13日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成29年3月14日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 太田吉哉

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神出浄水場で使用する電気
予定使用電力量 5,644,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井3-1
- 3 落札者を決定した日
平成29年2月1日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 F-Power 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
63,534,802円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年12月13日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成29年3月14日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 太田吉哉

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 加古川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 3,983,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井3-1
- 3 落札者を決定した日
平成29年2月1日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 F-Power 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
42,338,117円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年12月13日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 3月14日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 三 木 卓 也

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所 船津浄水場で使用する電気
予定使用電力量 13,144,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552—1
- 3 落札者を決定した日
平成29年 2月 1日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社F-Power 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
132,013,973円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年12月13日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 3月14日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 三 木 卓 也

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所 市川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 3,410,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552—1
- 3 落札者を決定した日
平成29年 2月 1日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社F-Power 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
42,292,812円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年12月13日

人 事 委 員 会 告 示

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3月14日

兵庫県人事委員会

委員長 太 田 和 成

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第6項第2号を第3号に改め、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 勤務時間を割り振ろうとする日の初日から起算して4週間を経過する日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすることが明らかである場合 当該初日から当該離職をする日までの期間

第7条第1項第4号ウ中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号カ中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程第7条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

教 育 委 員 会 規 則

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月14日

兵庫県教育委員会

教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会規則第2号**教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 免許法別表第8の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受ける者（免許法施行規則第18条の4に規定する場合を除く。）の単位の修得方法は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校教諭二種免許状 別表第9
- (2) 中学校教諭二種免許状 別表第10
- (3) 高等学校教諭一種免許状 別表第11

別表第8の次に次の3表を加える。

別表第9 (第4条関係)

小学校教諭二種免許状の単位の修得方法

| 有することを必要とする学校の免許状 | 最低在職年数に加える在職年数 | 必ず含めねばならない科目及びその単位数 | | | | | 最低修得単位数 |
|-------------------|----------------|---------------------|--------|------------------------|--|-------------|---------|
| | | 教 職 に 関 す る 科 目 | | | | | |
| | | 教育課程及び指導法に関する科目 | | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | | | |
| | | 各教科の指導法 | 道徳の指導法 | 生徒指導の理論及び方法 | 教育的知識を含む。の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎 | 進路指導の理論及び方法 | |
| 幼稚園教諭普通免許状 | 1 | 7 | 1 | 2 | | 10 | |
| | 2 | 5 | 1 | 1 | | 7 | |
| 中学校教諭普通免許状 | 1 | 7 | | 2 | | 9 | |
| | 2 | 5 | | 1 | | 6 | |

備考

- 1 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 2 各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。
 - (1) この表の各教科の指導法の最低修得単位数が7の場合にあっては、4以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。
 - ア 4の教科の指導法を修得するときは、3以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。
 - イ 5以上の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上及び3以上の教科の指導法についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。

- (2) この表の各教科の指導法の最低修得単位数が5の場合にあつては、3以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。
- ア 3の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。
 - イ 4の教科の指導法を修得するときは、1以上の教科の指導法についての2単位以上及び3以上の教科の指導法についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。
 - ウ 5以上の教科の指導法を修得するときは、それぞれ1単位以上を含むものとする。

別表第10 (第4条関係)

中学校教諭二種免許状の単位の修得方法

| 有することを必要とする学校の免許状 | 最低在職年数に加える在職年数 | 必ず含めねばならない科目及びその単位数 | | | | | | 最低修得単位数 | |
|-------------------|----------------|---------------------|-----------------|--------|------------------------|-------------------------------------|-------------|---------|--------------|
| | | 教科に関する科目 | 教 職 に 関 す る 科 目 | | | | | | 教科又は教職に関する科目 |
| | | | 教育課程及び指導法に関する科目 | | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | | | | |
| | | | 各教科の指導法 | 道徳の指導法 | 生徒指導の理論及び方法 | 教育的知識を含む。教育相談(カウンセリング)に関する基礎的知識及び方法 | 進路指導の理論及び方法 | | |
| 小学校教諭普通免許状 | 1 | 7 | 2 | | | 2 | 11 | | |
| | 2 | 5 | 1 | | | 2 | 8 | | |
| 高等学校教諭普通免許状 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 3 | 6 | |

備考

- この表における単位の修得方法は、教科に関する科目の欄、教職に関する科目の欄及び教科又は教職に関する科目の欄に掲げる単位を含めて、最低修得単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。
- 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 教科に関する科目とは、免許法施行規則第4条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じて同表の第2欄に掲げる教科に関する科目をいい、その修得方法は、同欄に掲げる教科に関する科目についてそれぞれ1単位以上(同欄に掲げる教科に関する科目の数がこの表の教科に関する科目の最低修得単位数を超える場合にあっては、この表の最低修得単位数に相当する数の教科に関する科目についてそれぞれ

1単位以上)を修得するものとする。

4 各教科の指導法の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

5 教科又は教職に関する科目の修得方法は、教科に関する科目又は教職に関する科目若しくはこれに準ずる科目として大学が加えるものの中から修得するものとし、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道(書写を中心とする。)について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史及び外国史並びに地理学(地誌を含む。)についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。))及び地学実験(コンピュータ活用を含む。)のうち3以上の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工(製図及び実習を含む。)、金属加工(製図及び実習を含む。))及び栽培(実習を含む。)についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

別表第11（第4条関係）

高等学校教諭一種免許状の単位の修得方法

| 有することを必要とする学校の免許状 | 最低在職年数に加える在職年数 | 必ず含めねばならない科目及びその単位数 | | | | 最低修得単位数 |
|---------------------------|----------------|---------------------|------------------------|-------------|--|---------|
| | | 教職に関する科目 | | | | |
| | | 教育課程及び指導法に関する科目 | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | | | |
| | | | 各教科の指導法 | 生徒指導の理論及び方法 | 教育的な知識を含む。の理論及び方法 教育相談（カウンセリング）に関する基礎 | |
| 中学校教諭普通免許状 （二種免許状を除く。） | 1 | 1 | 2 | | 6 | 9 |

備考

- この表における単位の修得方法は、教職に関する科目の欄及び教科又は教職に関する科目の欄に掲げる単位を含めて、最低修得単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。
- 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 各教科の指導法の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 教科又は教職に関する科目の修得方法は、免許法施行規則第5条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じて同表の第2欄に掲げる教科に関する科目又は教職に関する科目若しくはこれに準ずる科目として大学が加えるものの中から修得するものとし、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては同表第2欄に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては同表第2欄に掲げる公民の教科に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては同表第2欄に掲げる情報の教科に関する科目（情報社会及び情報倫理並びにコンピュータ及び情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ1単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては同表第2欄に掲げる工業の教科に関する科目についてそれぞれ2単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては同表第2欄に掲げる家庭の教科に関する科目のうち住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）並びに家庭電気・機械及び情報処理についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。



兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月14日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会規則第 3 号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | |
|----------------|-----|--|------|
| 兵庫県立 武庫荘総合高等学校 | 全日制 | | 総合学科 |
|----------------|-----|--|------|

」

を

「

| | | | |
|----------------|-----|--|-------|
| 兵庫県立 武庫荘総合高等学校 | 全日制 | | 福祉探求科 |
| | | | 総合学科 |

」

に、

「

| | | | |
|---------------|-----|--|-----|
| 兵庫県立 篠山産業高等学校 | 全日制 | | 生活科 |
| | | | 機械科 |
| | | | 電気科 |
| | | | 土木科 |
| | | | 商業科 |

」

を

「

| | | | |
|---------------|-----|--|---------|
| 兵庫県立 篠山産業高等学校 | 全日制 | | 生活科 |
| | | | 農と食科 |
| | | | 機械科 |
| | | | 機械工学科 |
| | | | 電気科 |
| | | | 土木科 |
| | | | 電気建設工学科 |

| | | | |
|--|--|--|---------|
| | | | 商業科 |
| | | | 総合ビジネス科 |

に、

「

| | | | |
|--------------|-----|--|-----|
| 兵庫県立 姫路西高等学校 | 全日制 | | 普通科 |
|--------------|-----|--|-----|

を

「

| | | | |
|--------------|-----|--|-------|
| 兵庫県立 姫路西高等学校 | 全日制 | | 普通科 |
| | | | 国際理学科 |

に、

「

| | | | | |
|---------------|-----|---|------------|-------|
| 兵庫県立 飾磨工業高等学校 | 全日制 | | 機械工学科 | |
| | | | 電気工学科 | |
| | | | エネルギー環境工学科 | |
| | | | I T工学科 | |
| | | | 健康科学工学科 | |
| | 定時制 | 夜 | 基礎工学科 | |
| | | | 昼 (午前) | 基礎工学科 |
| | | | 昼 (午後) | 基礎工学科 |

を

「

| | | | | |
|---------------|---------|---|------------|-------|
| 兵庫県立 飾磨工業高等学校 | 全日制 | | 機械工学科 | |
| | | | 電気工学科 | |
| | | | 電気情報工学科 | |
| | | | エネルギー環境工学科 | |
| | | | I T工学科 | |
| | 健康科学工学科 | | | |
| | 定時制 | 夜 | 基礎工学科 | |
| | | | 昼 (午前) | 基礎工学科 |
| | | | 昼 (午後) | 基礎工学科 |

に、

「

| | | |
|---------------|-----|-----|
| 兵庫県立 但馬農業高等学校 | 全日制 | 農業科 |
| | | 畜産科 |
| | | 生活科 |

を

| | | |
|---------------|-----|--------|
| 兵庫県立 但馬農業高等学校 | 全日制 | 農業科 |
| | | 畜産科 |
| | | 生活科 |
| | | みのりと食科 |
| | | 総合畜産科 |

に改め、同表備考2の表中

| |
|---------------|
| 兵庫県立 明石城西高等学校 |
| 兵庫県立 三木高等学校 |

を

| |
|---------------|
| 兵庫県立 明石城西高等学校 |
|---------------|

に、

| |
|-------------|
| 兵庫県立 御影高等学校 |
| 兵庫県立 兵庫高等学校 |

を

| |
|-------------|
| 兵庫県立 御影高等学校 |
|-------------|

に改める。

第2条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

別表備考2の表中

| |
|-------------|
| 兵庫県立 相生高等学校 |
| 兵庫県立 龍野高等学校 |

を

| |
|-------------|
| 兵庫県立 相生高等学校 |
|-------------|

に改める。

(兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部備考1中「家島高等学校」の右に「及び兵庫県立生野高等学校」を加え、同表2の部中

「

| | | |
|---|------|----|
| 同 | 篠山産業 | 生活 |
|---|------|----|

」

を

「

| | | |
|---|------|--------|
| 同 | 篠山産業 | 生活 農と食 |
|---|------|--------|

」

に、

「

| | | |
|---|------|----------|
| 同 | 但馬農業 | 農業 畜産 生活 |
|---|------|----------|

」

を

「

| | | |
|---|------|---------------------|
| 同 | 但馬農業 | 農業 畜産 生活 みのりと食 総合畜産 |
|---|------|---------------------|

」

に改め、同表3の部中

「

| | | |
|---|------|----------|
| 同 | 篠山産業 | 機械 電気 土木 |
|---|------|----------|

」

を

「

| | | |
|---|------|----------------------|
| 同 | 篠山産業 | 機械 電気 土木 機械工学 電気建設工学 |
|---|------|----------------------|

」

に、

「

| | | |
|---|------|-----------------------------------|
| 同 | 飾磨工業 | 機械工学 電気工学 エネルギー環境工学 I T 工学 健康科学工学 |
|---|------|-----------------------------------|

」

を

「

| | | |
|---|------|--|
| 同 | 飾磨工業 | 機械工学 電気工学 エネルギー環境工学 I T 工学 健康科学工学 電気情報工学 |
|---|------|--|

」

に改め、同表4の部中

「

| | | |
|---|------|----|
| 同 | 篠山産業 | 商業 |
|---|------|----|

」

を

「

| | | |
|---|------|-----------|
| 同 | 篠山産業 | 商業 総合ビジネス |
|---|------|-----------|

」

に改め、同表8の部中

「

| | |
|----------|------|
| 兵庫県立 龍野北 | 総合福祉 |
|----------|------|

」

を

「

| | |
|------------|------|
| 兵庫県立 武庫荘総合 | 福祉探求 |
| 同 龍野北 | 総合福祉 |

」

に改め、同表9の部中

「

| | |
|--------|----|
| 同 加古川東 | 理数 |
|--------|----|

」

を

「

| | |
|--------|------|
| 同 加古川東 | 理数 |
| 同 姫路西 | 国際理学 |

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第3号

昭和49年兵庫県教育委員会告示第3号（兵庫県教科用図書採択地区）の一部を次のように改正する。

平成29年3月14日

兵庫県教育委員会
教育長 高井芳朗

表中

「

| | |
|----|------------------|
| 加印 | 加古川市 高砂市 稲美町 播磨町 |
|----|------------------|

」

を

「

| | |
|-----|------|
| 加古川 | 加古川市 |
| 高砂 | 高砂市 |
| 稲美 | 稲美町 |
| 播磨 | 播磨町 |

」

に改める。



兵庫県教育委員会告示第4号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

平成29年3月14日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

| 種 別 | 文化財の名称 | 数 量 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|---------|--------------------------------|------|-------------------|----------|
| 重要有形文化財 | 建造物 | 6棟 | 加西市北条町北条字垣ノ内1318番 | 宗教法人住吉神社 |
| | 建造物 | 1棟 | 姫路市書写2968番地 | 宗教法人圓教寺 |
| 工 芸 品 | 桐唐草格子文様片身替小袖 附 桐紋唐松散らし蒔絵箱1合 | 1領 | 三木市府内町6番43号 | 宗教法人本長寺 |
| | 鉦鼓 | 1口 | 篠山市一印谷字池ノ下西坪194番地 | 一印谷自治会 |
| 古 文 書 | 西宮神社御社用日記 | 216点 | 西宮市社家町1番17号 | 宗教法人西宮神社 |

| | | | | |
|------|-------------|-----|----------------|-----|
| 考古資料 | 報恩寺跡本堂基壇出土瓦 | 87点 | 明石市上ノ丸2丁目13番1号 | 明石市 |
|------|-------------|-----|----------------|-----|



兵庫県教育委員会告示第5号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第31条第1項の規定により、兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

平成29年 3月14日

兵庫県教育委員会
教育長 高井 芳朗

| 種 別 | 文化財の名称 | 数 量 | 所 在 地 | 所 有 者 (管 理 者) |
|-----------|-------------|-----|--------------|------------------|
| 史跡名勝天然記念物 | 天然記念物 さや状褶曲 | 16㎡ | 南あわじ市沼島字黒崎地先 | 国 (南あわじ市) |

公安委員会規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月14日

兵庫県公安委員会
委員長 辰馬 章夫

兵庫県公安委員会規則第3号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 兵庫県神戸北警察署の部東下駐在所の項中「東下駐在所」を「山田中駐在所」に、「北区山田町東下」を「北区山田町中」に改め、同表兵庫県明石警察署の部大久保交番の項中「大久保町松陰」の右に「大久保町松陰山手」を加え、同表兵庫県南あわじ警察署の部高屋駐在所の項中「高屋駐在所」を「志知駐在所」に、「南あわじ市松帆高屋」を「南あわじ市志知鉦」に改める。

別表第2 中兵庫県南あわじ警察署の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 兵庫県南あわじ警察署の項を削る改正規定は、平成29年 3月27日から施行する。